

人権の観点からの日本弁護士連合会公式企画チェックリスト

2013年（平成25年）1月25日

改訂 2023年（令和5年）3月24日

日本弁護士連合会

このチェックリスト（以下「本チェックリスト」という。）は、「公式企画の実施に当たり基本的人権擁護等の観点から留意すべき事項に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成されたものです。日本弁護士連合会（以下「当連合会」という。）公式企画¹の企画・実施を担う皆さんが、当該企画をガイドラインに基づいて自主点検する際に、御活用ください。

公式企画には、一般市民向けのもの、会員を対象とするもの、参加者多数のもの、少数のもの等、様々な形態が考えられます。本チェックリストは、問題となり得る点を網羅的に挙げていますので、本チェックリストの利用に当たっては、それぞれの実行委員会等において、企画の対象・規模等に応じ、当該公式企画に必要と思われる項目をチェックしてください。

第1 公式企画の構想・企画における留意事項

1 構想

- 基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の社会的使命に反するような内容が含まれていませんか。
- 企画内容は、少数者の人権に配慮していますか²。例えば、少数者を排斥していると受け止められかねない表現が含まれていませんか。また、少数者の参加を容易にする工夫がなされていますか³。
- 公平性・公正性（equity）⁴の視点が欠けている内容が含まれていませんか。

2 企画立案

¹ 当連合会が主催又は共催する公式行事と公式印刷物（電磁データ等を含む。）をまとめて「公式企画」といいます。

² 反対意見のあることがらを取り扱うことができないという意味ではありません。

³ 外国人を始めとする少数者に対してステレオタイプな表現をするなど、少数者を排斥していると受け止められかねない表現を避けることや、公式企画においては少数者の参加を容易にするために案内や配布物等において工夫をすること等が挙げられます。

⁴ DE & I（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の要素であり、一人ひとりの個性に応じて、情報・ツールやリソースの提供、制度の策定等により、誰もが公平に活躍できる機会を得られる環境を調整することをいいます。

- ジェンダーバランスに配慮し、性別・性的指向・性自認にかかわらず企画立案に参画できるよう配慮していますか。
- 高齢者、障がいのある人、子ども及び外国人等の問題をテーマとする企画を立案するときは、当事者やその介助者等の意見等を考慮しながら検討していますか。

第2 公式行事開催における留意事項

1 イベント（アトラクション・公式観光等を含む）内容

- 宗教由来の芸能を実施したり、宗教関連の文化的遺産の見学等を実施したりする場合、その宗教に過度に関わる企画や、当連合会が援助・助長しているような誤解を与える企画となっていないか⁵。
- 伝統文化の名の下に、性差別や性的搾取が肯定的に扱われるものになっていませんか。
- 歴史的に買・売春の場であった旧遊郭等やその関連文化を、その歴史と切り離して無批判に見学・鑑賞するものになっていませんか。
- 寸劇等を実演する場合、企画の趣旨に関係なく、セクシュアル・ハラスメントを肯定的に表現したり、固定的な性別役割分業を想起させたりする内容が含まれていませんか。
- 性的側面が強調されたアトラクション内容になっていませんか。
- 性的少数者の存在を面白おかしく実演するなど、性的指向・性自認を含む性の在り方（セクシュアリティ）が多様であることと相反する内容になっていませんか。

2 会場の選定

- 会場の選定に当たって、高齢者、障がいのある人及び子ども等が利用しやすいバリアフリー施設⁶や公共交通機関の整備状況を考慮していますか。
- 会場の選定に当たって、いかなる性別でも利用できるトイレ（男女別ではないトイレ）の設置状況を考慮したり、代替策を講じたりするよう努めていますか。
- 会場の選定に当たって、建築に際して生態系や都市環境等を配慮した場所を

⁵ 具体的な例として、当連合会代表としてお祓いを受ける、玉串奉奠（たまぐしほうてん）をする、会食を「直会」（なおらい）と称するなどが挙げられます。

⁶ 車椅子利用者用駐車場、スロープ、車椅子や人工肛門等を使用される方のためのバリアフリートイレ、休憩場所、エレベーター、車椅子の配備、音声案内、磁気ループ席等。

選定するよう努めていますか（環境破壊等の問題周知を目的として選定する場合を除きます）。

3 運営上の配慮

- 実施日時・方法等において、介護・育児等の家族的責任を有する会員が参加しやすいような配慮を検討しましたか⁷。
- 公式企画の実行委員会委員・発言者・助言者・司会者・議長その他の役割分担において、適正なジェンダーバランスを保つよう配慮し、固定的な性別役割に依拠して企画が運営されないよう⁸、又はされている印象を与えないよう努めていますか。
- 会場となるホテル等に対し、接客社交従事者（コンパニオン等）を利用しないよう指示していますか⁹。
- 高齢者・障がい者問題や性的少数者をテーマとするものはもちろん、そうでない場合であっても、高齢者、障がいのある人及び性的少数者が差別されたと感じるような発言及び内容とならないよう、自立・権利擁護の視点に立った配慮をしていますか。

4 広報等情報の提供

(1) イベント情報

- イベントの対象者にふさわしい言語表現や周知媒体になっていますか。
- 本チェックリスト第3（公式印刷物作成における留意事項）の各事項を検討しましたか。
- 宗教関連の文化的遺産の見学について「参拝」と記載するなど、参加者全員が宗教的目的をもって参加するような表現になっていませんか。

(2) サービス情報

- 開催当日に実施する各種サービス情報¹⁰を提供していますか。

⁷ 開催の曜日や時間帯の検討、オンライン化やDVD化等の方法が考えられます。

⁸ 女性会員のみが受付や来賓の世話役をしたり、飲食の準備や後片付け、花束を渡したりすること等が考えられます。

⁹ 会場の人手不足等によりやむを得ず接客社交従事者を利用する場合には、接待行為をさせること等がないように留意してください。

¹⁰ バリアフリートイレ、保育室、授乳室、ベビーカーの貸出、車椅子の貸出、手話通訳、文字表示（音声認識アプリを活用する文字通訳や要約筆記による表示等）、点字資料、磁気ループ席の有無等。また、車椅子利用者等の便宜のため、最寄り駅の電話番号、会場の電話番号・ファクシミリ番号等を提供することも考えられます。

5 アクセス

- 高齢者や障がいのある人が会場まで安全にアクセスできるような配慮がされていますか¹¹。

6 会場での撮影・録音

(1) 主催者において撮影・録音を予定する場合の対応

① 講演者やパネリスト等に対して

- 主催者において撮影・録音をすることや、画像や映像及び音声等を主催者側の広報に使用する可能性があることを告知し、了承を得ていますか。
- 撮影や使用の了承を得られなかった場合、撮影をしない、当該人物であると判別できないような方法をとるなど、適切に対応するよう担当者に指示しましたか。

② 参加会員や一般参加者に対して

- 主催者において撮影・録音をすることや、画像や映像及び音声等を主催者側の広報に使用する可能性があることを告知するようにしていますか。
- 撮影を希望しない参加者への対応方法（撮影されない席に案内する、撮影者に当該参加者周辺を撮影しないよう伝えるなど）を担当者に指示しましたか。

(2) 参加会員や一般参加者の撮影・録音に対する対応

- 参加会員や一般参加者による撮影・録音の可否について、検討しましたか。

① 撮影・録音を許可しない場合

- その旨を会場で告知する準備ができていますか。

② 撮影・録音を許可する場合

- 講演者やパネリスト等に了承を得ましたか。
- 撮影を希望しない参加者への対応方法を検討していますか。

7 会場の設営等

(1) 会場

- 会場設営等に当たり、子どもや妊婦、高齢者、障がいのある人、外国人及び

¹¹ 段差の解消、障害物の除去、必要に応じた案内誘導員の配置等が考えられます。

性的少数者等が参加しやすいよう配慮していますか^{12 13 14 15 16}。

- 冷暖房設備の温度設定を適正に保つ、不要時は照明スイッチを切る、待機電力の使用を減らすなど、節電に努めていますか。
- ゴミの削減・分別回収に努めていますか。
- 会場は禁煙としていますか。喫煙所を設ける場合は、分煙を徹底していますか。

(2) トイレ

- 車椅子使用者、高齢者及び親子連れの人が使いやすいバリアフリートイレがありますか¹⁷。
- 参加者数及び参加者の男女比率に配慮したトイレ数が確保されていますか。
- いかなる性別でも利用できるトイレ(男女別ではないトイレ)がありますか。ない場合は代替策を講じていますか。

(3) 救護

- 必要に応じて救護室を設け、医師や看護師を配置するなど緊急の体制を整えていますか。また、周辺の医療機関の情報を把握していますか¹⁸。

(4) 子育て中の人への配慮

- 保育の確保、授乳室の設置等、子育て中の人への配慮を検討しましたか。
- 保育を実施する場合、損害保険に加入している業者を選定していますか。

(5) スタッフ

- 実施に当たり、スタッフの性別によって役割分担が偏っていませんか。

(6) 配布物

¹² 段差の解消、十分な広さの通路の確保、必要に応じた介助者等の配置、ベビーカーや車椅子の貸出し、車椅子席の確保等が考えられます。なお、車椅子席の確保に当たっては、必要に応じて介助者席の確保も考えられます。

¹³ 視覚に障がいがある人への配慮としては、展示物や発表等の音声案内や読み上げ・解説担当者の配置、参加しやすい席の確保等が考えられます。展示物等が点字ブロックや案内表示等の利用を妨げていないかの注意も必要です。

¹⁴ 聴覚に障がいがある人への配慮としては、案内板への点字の併用、磁気ループ席の確保、音声認識アプリの案内、手話通訳者・文字表示(音声認識や要約筆記)のプロジェクター等の配置、見やすい席の確保等が考えられます。

¹⁵ 外国人への配慮としては、案内板等への外国語の併記等が考えられます。

¹⁶ 化学物質や電磁波に敏感な人への配慮として、化学物質や電磁波の削減に努めることが考えられます。具体的には、会場内での携帯電話の使用の制限や化学物質を空気中に拡散する恐れのある油性ペンの使用を制限すること等が考えられます。

¹⁷ バリアフリートイレのない会場について障がい者の参加が見込まれる場合、障がい者用仮設トイレの設置を検討します。また利用しやすい動線かどうかにも注意が必要です。

¹⁸ 会場に手話通訳者等を配置する場合、必要ときにすぐに手話通訳者等が救護室等へ駆けつけられるよう連携を図ることも考えられます。

- 高齢者、障がいのある人¹⁹ ²⁰ ²¹及び外国人等も参加しやすいよう、配布物等に配慮していますか。
- 本チェックリスト第3（公式印刷物作成における留意事項）の各事項を検討しましたか。
- 飲食店情報等（ナイトマップ等）が配布される場合、次の点に配慮していますか。
 - 当連合会が配布の便宜を図るにふさわしい内容ですか。
 - 性別・性的指向・性自認にかかわらず利用しやすい店舗等の紹介となるよう、配慮されていますか。
 - 公式資料の配布と誤解されないよう、配布方法が工夫されていますか。

(7) アンケート

- アンケートを実施するに当たり、ジェンダー統計の重要性に鑑みて性別欄を設けるかどうか検討しましたか。
 - ジェンダー統計をとる必要がある場合
 - 性別欄を設けるに当たり、任意回答であることが明記されていますか。
 - 自由記載とする、男性欄・女性欄の他に「その他（ ）」欄や「回答しない」欄を設けるなど、性自認を問わず回答しやすいものになっていますか。
 - アンケート全体が、性的少数者の存在を前提として作られていますか。

第3 公式印刷物（電磁データ等を含む。）作成における留意事項

1 漫画・挿絵・写真・文章等における表現

- 性別・性的指向・性自認・人種・年齢ほか、多様性に配慮した表現になっていますか。
- 男女の固定的な性別役割を想起させるような表現になっていませんか。
- 固定的な家族像にとらわれず、様々な家族の在り方を尊重する表現になっていますか。
- アイキャッチャーとして性的側面を強調するような表現になっていませんか

¹⁹ 視覚に障がいがある人への配慮として、点字版資料の作成・提供又は点字版資料の作成が可能となるテキストデータの提供が考えられます。提供可能な場合には、「事前申し出があれば準備する」等の情報提供が必要です。点字版資料の作成のためには、作成のためのパソコンソフト及び点字プリンタを準備するか、外注体制を整備することが必要になります。

²⁰ 視覚障がいの中には、色弱者と呼ばれる人がいます。公式企画において配布される資料については、多様な色覚を持つ人への配慮として、できるだけ全ての人に情報が確実に伝わるようなデザイン（カラーユニバーサルデザイン）を採用することが考えられます。

²¹ UD Font（ユニバーサルデザインフォント）の利用も考えられます。

か²²。

2 環境に対する配慮

- 印刷物の作成に当たり、再生紙を使用することも検討しましたか。
- 当該印刷物の必要性を検討し、印刷物の枚数を減らすよう努めていますか。
- 印刷物の枚数を減らすため、電磁データの活用等を検討しましたか²³。

以上

²² 不必要に露出度の高い女性の漫画や写真を使用するなど、性的側面を利用して人目を引くこと等が考えられます。

²³ 電磁データを活用する場合には、視覚に障がいがある人が使用するスクリーンリーダーで読み上げが可能な形式（ワードファイル、テキストファイル等）を用いることにも留意する必要があります。